

環水大土発第 081022002 号
平成 20 年 10 月 22 日

農林水産省消費・安全局長 殿

環境省水・大気環境局長

「農薬取締法第 3 条第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件の一部を改正する件」について

「農薬取締法第 3 条第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件の一部を改正する件」（平成 20 年環境省告示第 80 号。以下「改正告示」という。）は、別添により平成 20 年 10 月 22 日に公布されたのでお知らせする。

改正告示は、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき環境大臣が定める基準のうち、水質汚濁に係るものを、魚介類へ残留農薬基準が設定されることを踏まえて見直したものである。

貴職におかれては、改正告示の円滑な運用をお願いするとともに本通知の関係団体等への周知方宜しく願います。

記

第 1 背景

農薬取締法第 3 条第 1 項第 7 号により、農薬の使用により公共用水域の水質の汚濁が生じ、その汚濁した水又はその汚濁により汚染される水産動植物の利用が原因となって人畜に被害が生ずるおそれがあるときは、農林水産大臣は同法第 2 条第 3 項の規定による農薬の登録を保留できるとされている。

具体的な「おそれがあるとき」の基準は、同法第 3 条第 2 項により、環境大臣が定めて告示することとされており、「農薬取締法第 3 条第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和 46 年農林省告示第 346 号）」が告示されており、同告示第 4 号として水質汚濁に係る農薬登録保留基準が定められているところである。

今回の改正は、近年、一部の国産貝類から食品衛生法に基づく基準を超える農薬が検出されたことを背景として、農薬によって汚染される水産動植物またはその加工品を人が摂取することによって健康被害が生じないように、水質汚濁に係る農薬登録保留基準に、新たに水産動植物経由の農薬摂取のリスク管理を勘案した事項を追加することとしたものである。

第2 改正の概要

- (1) 水質汚濁に係る農薬登録保留基準に、農薬を一般的な用法で使用した場合に、公共用水域に流出又は飛散した当該農薬により汚染された水産動植物又はそれを加工した食品が食品衛生法に基づく規格を満たさない場合は登録保留とする旨の項目を新たに追加する。追加にあたっては、従来の基準をイとし、食品衛生法上の区分に従い下記のロ～ニとして追加し、従来の基準と併せていずれかに該当する場合は登録を保留することとする。
- ロ 食品衛生法第11条第1項に基づく食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第370号）第1食品A食品一般の成分規格6（1）（以下「本基準」という。）における魚介類への残留基準が定められている場合であって、これに適合しないもの
- ハ 同規格基準第1食品A食品一般の成分規格7（1）（以下「暫定基準」という。）における魚介類への残留基準が定められている場合であって、これに適合しないもの
- ニ 本基準、暫定基準が定められていない場合であって、食品衛生法第11条第3項に基づき人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量（以下「一律基準」という。）を超過するもの
- (2) 新たに追加する項目のうち、上記ロの規定は本日から適用することとする。一方、上記ハ及びニの規定は平成22年10月1日から適用することとするが、当該規定適用日において、本基準の設定途上にある場合には、本基準が設定され適用される又は本基準が設定されないことと決定されるまで、適用を猶予することとする。
- (3) その他所要の改正を行う。

第3 評価手法等

(1) イの規定

一定の環境モデルのもとで農薬を散布し、公共用水域に流出又は飛散した場合に、水質汚濁の観点から予測される当該農薬の当該公共用水域の水中における環境中予測濃度（以下「水濁PEC」という。）と、登録保留基準値とを比較することによりリスク評価を行い、水濁PECが登録保留基準値を上回る場合には登録を保留することとする。なお、個別の農薬毎の登録保留基準値は、別途、環境大臣が定め、告示することとしている。

(2) ロ、ハ、ニの規定

平成19年度厚生労働科学研究費補助金食の安心・安全確保推進研究事業の研究班より報告された方法を準用して算出された魚介類への推定残留量が、本基準、暫定基準又は一律基準を上回る場合等に登録を保留することとする。

別添：略